

## 大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令案の概要

## 1. 趣旨

## (1) 現行制度の概要

大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第3条第1項の規定による有害物質の排出基準については、大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通商産業省令1号。以下「規則」という。）別表第三の備考欄に掲げる方法により測定された有害物質の量とされている。

## (2) 改正の必要性

規則別表第三の備考欄に掲げる有害物質の測定方法のうち、日本工業規格（以下「規格」という。）の特定の測定法により行うこととされているものについて、今般、規格K〇一〇六（排ガス中の塩素分析方法）が変更されること等を踏まえ、所要の改正を行う。

## 2. 改正案の概要

規則別表第三の備考欄に掲げる有害物質の測定方法を以下のとおり改める。

有害物質	改正案
カドミウム及びその化合物	規格K〇〇八三
塩素	規格K〇一〇六
塩化水素	規格K〇一〇七
弗素、弗化水素及び弗化珪素	規格K〇一〇五
鉛及びその化合物	規格K〇〇八三

## 3. 施行日

5月中旬予定。（公布日施行）